

第4章 街路樹の点検・診断・・・別冊

概要

第1章 総則

- ・街路樹の点検及び診断は、道路利用者からの異状に関する提供情報等を活用しながら、道路巡回や樹木の健全度調査等により倒伏や落枝等の発生の兆候がある街路樹を抽出することを目的としている。さらに、抽出された異状がある街路樹に求められる改善的措置に対応させることで、街路樹の倒伏や落枝等に起因する道路利用者や周辺の建築物に及ぼす被害を未然に防止する。
- 1.1 目的
 - 1.2 点検及び診断の位置づけ
 - 1.3 点検及び診断の適用範囲
 - 1.4 点検及び診断の手順
 - 1.5 点検及び診断における体制
 - 1.6 調査時期
 - 1.7 安全管理
 - 1.8 準備工
 - 1.9 街路樹カルテ
 - 1.10 評価サイクル

第2章 点検

- ・点検は、道路管理者が実施する道路巡回に伴い、道路交通の支障となる樹木等の異状やそれに繋がる兆候及び倒伏・落枝の危険性の有無を把握するものである。また、道路利用者等から提供される街路樹に関する情報の有効活用が望ましい。
- 2.1 点検の基本的事項
 - 2.2 点検の方法と対応
 - 2.3 情報提供の活用

第3章 簡易診断

- ・簡易診断は、点検等で確認された樹木形状や活力の異常、樹体の弱点に対して、樹木の専門家により倒伏・落枝の発生危険性を把握する目的で行う簡易的な外観調査等であり、結果をもとに樹木の保全重要性に応じて改善的措置の提案を行うものである。
- 3.1 簡易診断の基本的事項
 - 3.2 簡易診断の方法
 - 3.3 簡易診断の評価

第4章 樹木健全度調査

- ・台風等の強風時に発生する街路樹倒伏の主な原因は、①樹木の生育不良による根系伸長不良、②樹体の傷から侵入した木材腐朽菌により生じた空洞や腐朽等の構造的な弱点による支持強度の低下である。したがって、道路管理者は適宜必要な樹木健全度調査を行い、樹木の生育状況と構造的な弱点等の把握に努めなければならない。
- 4.1 樹木健全度調査の基本的事項
 - 4.2 樹木健全度調査の方法
 - 4.2.1 生育状況調査の方法
 - 4.2.2 生育状況調査の評価
 - 4.2.3 危険度調査
 - 4.2.4 外観診断の方法
 - 4.2.5 外観診断の評価
 - 4.2.6 詳細診断の方法
 - 4.2.7 詳細診断の評価

第5章 植栽環境調査

- ・植栽環境調査は生育条件調査と障害対象調査からなり、樹木健全度調査と併せて実施するものである。生育条件調査は、植栽地や気象条件、支柱等の保護材の状態を把握する。障害対象調査は、街路樹が倒伏した際に発生する障害を事前に予測する。
- 5.1 植栽環境調査の基本的事項
 - 5.2 生育条件調査の方法
 - 5.2.1 生育環境調査
 - 5.2.2 保護材の調査
 - 5.3 障害対象調査の方法
 - 5.3.1 植栽地区分
 - 5.3.2 障害対象予測

第6章 改善的措置の立案

- ・危険度が高い樹木については、街路樹としての機能を考慮した上で、危険性を解消、あるいは低減するために必要な改善的措置を行わなければならない。
- 6.1 改善的措置の基本的事項
 - 6.2 改善的措置の立案
 - 6.2.1 点検・診断結果に応じた立案
 - 6.2.2 改善的措置の概要

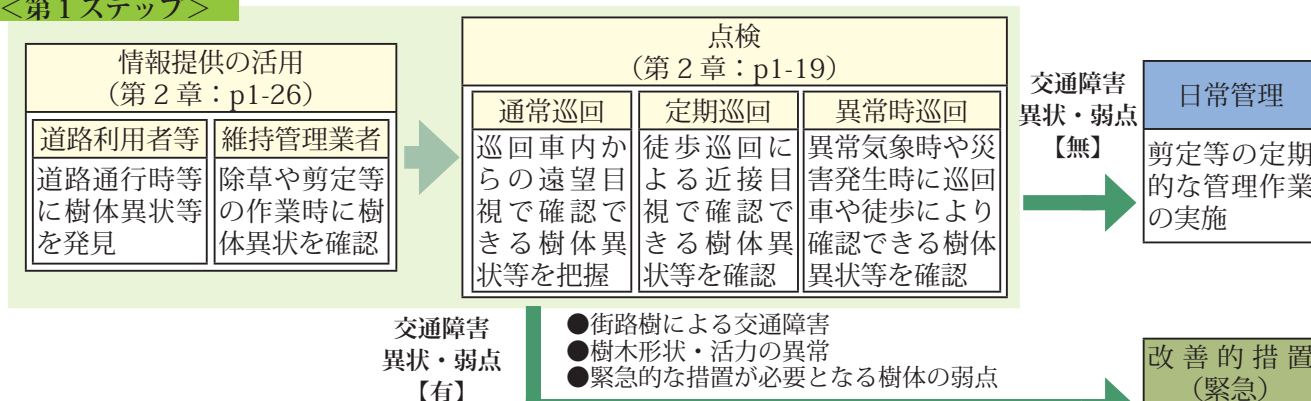
第7章 街路樹カルテ

- ・点検・診断カルテの様式を掲載した。
- ・通常巡回票、定期巡回票
 - ・簡易診断カルテ
 - ・街路樹診断カルテ

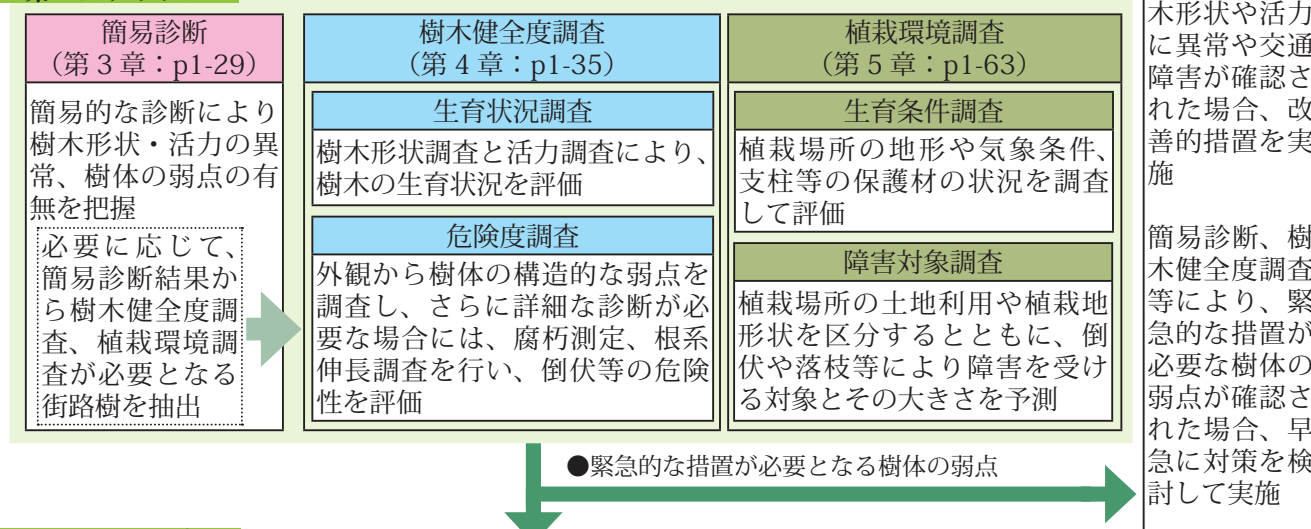
街路樹の点検・診断のフロー

街路樹の点検及び診断の手順は、段階的に3つのステップに分けられ、第1ステップは日常的に実施する道路巡回時における点検や道路利用者及び維持管理作業等から提供される樹木異状に関する情報の把握、第2ステップは専門的な調査による樹木の倒伏・落枝に対する危険度の評価、第3ステップは街路樹の危険度に応じて必要となる改善的措置の立案である。

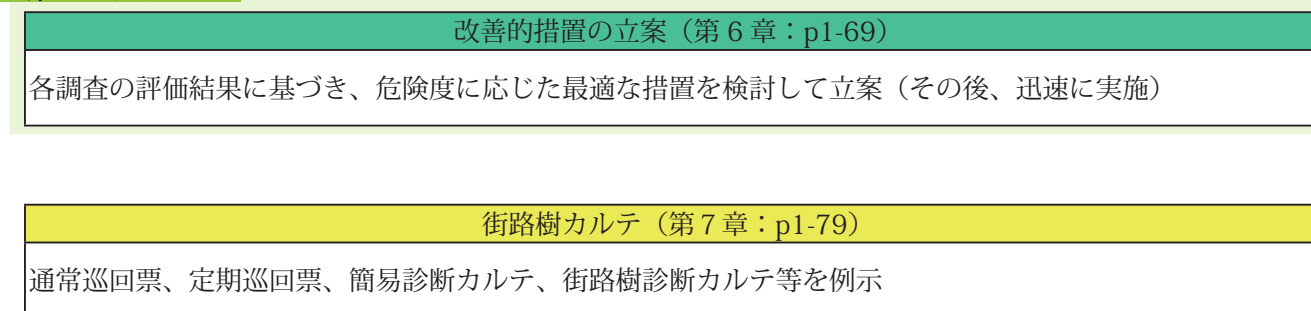
<第1ステップ>



<第2ステップ>



<第3ステップ>



※ () 内のページは別冊